

「指定（介護予防）特定施設入居者生活介護」
重要事項説明書 【令和 8 年 4 月版】

当施設は介護保険の指定を受けています。（熊本県指定第 4 3 7 0 2 0 2 8 9 9 号）

当施設は、契約者に対して、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

※当施設への入所は、65歳以上の方で「環境上の理由及び経済的理由」により在宅において日常生活を営むのに支障がある方が対象で各市町村の福祉事務所が窓口になります。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 天龍会 |
| (2) 代表者氏名 | 理事長 福田 リツ子 |
| (3) 法人所在地 | 熊本県八代市本野町 2 0 7 6 番地 |
| (4) 電話番号 | (0 9 6 5) 3 3 - 3 8 1 3 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 6 3 年 6 月 7 日 |

2. 利用施設

- | | |
|------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護
平成 3 1 年 4 月 1 日 熊本県指定 第 4 3 7 0 2 0 2 8 9 9 号 |
| (2) 施設の名称 | すずらの杜特定施設
指定（介護予防）特定施設入居者生活介護 |
| (3) 施設の所在地 | 熊本県八代市葭牟田町 4 2 8 番地 |
| (4) 電話番号 | (0 9 6 5) 3 9 - 7 6 1 1 |
| (5) 管理者氏名 | 小野 高信 |
| (6) 開設年月日 | 平成 2 8 年 5 月 1 日 |
| (7) 入所定員 | 3 5 人 |

3. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

指定（介護予防）特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、サービスを適切かつ円滑に提供することにより、契約者の心身機能の維持回復を図り、契約者の有する

能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように支援します。

(2) 当施設の運営方針

- (i) 契約者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、契約者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指します。
- (ii) 契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立ってサービスを提供できるよう努めます。
- (iii) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、従業員による適切なサービス提供に努めるとともに、高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ面積 1,806.57㎡
- (3) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	床面積	備考
居室	52	12.65～13.06㎡	全室ベッド、収納タンス
面談室（談話室）	1	12.70㎡	テーブル、椅子
医務室	1	13.80㎡	診察台、机、椅子、薬品棚
静養室	1	16.10㎡	ベッド2台、トイレ
居間・食堂	1	122.88㎡	テーブル、椅子、テレビ
集会室	1	92.52㎡	機能訓練室と兼用
浴室	3	9.45㎡～16.56㎡	一般浴(男性)、一般浴(女性)、機械浴

※居室の変更：契約者から居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。その際は、契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

5. 施設の職員体制

当施設では、契約者に対して指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職種	配置数	指定基準	職務
管理者	1名	1名	施設の職員及び業務等の管理を一元的に行う。
生活相談員	1名	1名	契約者又はその家族からの相談に対し、適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。
計画作成担当者	1名	1名	契約者の心身の状況等を踏まえ、特定施設サービス計画を作成する
介護職員※	9名以上	9名	契約者の心身の状況に応じ、契約者の自立の援助及び日常生活の充実のための全般にわたる適切な介

			護を行う。
看護職員※	1名以上	1名	契約者の日常の健康管理及び必要な処置、看護を行う。
機能訓練指導員	1名	1名	契約者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

※「看護職員又は介護職員の合計数」は、要介護者3人につき1人、要支援者の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3人又はその端数を増すごとに1人以上の配置となっています。 要支援、要介護：看介護職員＝3：1になります。

6. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
	勤務区分	勤務時間
施設長（管理者）	B	8時30分～17時30分
生活相談員	A B C	6時30分～15時30分 8時30分～17時30分 9時30分～18時30分
計画作成担当者		
介護職員		
看護職員		
機能訓練指導員		
医師	礪本胃腸科外科医院 毎週水曜日	

7. サービス利用料金

別に定める利用料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。尚、サービス利用料金は契約者の要介護度に応じて異なります。[すずらんの杜特定施設利用料一覧表参照]

8. 当施設が提供するサービス

当施設では契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額を契約者にご負担いただく場合

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、利用前に作成する「特定施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

【介護保険の給付対象となるサービス】

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

- ① 生活相談、安否確認、緊急対応並びに計画作成等のサービス

※安否確認については、毎日定時及び随時の居室巡回により行う。

- ② 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話等がありません。

【介護保険給付対象とならないサービス】

以下のサービスについては、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 特定施設サービス計画に定める回数を超えての介護サービスの利用

② 契約者の健康管理に係るサービス支援

インフルエンザ予防接種に係る費用：実費

胸部レントゲン撮影費用：実費

③ リハビリパンツ・尿取りパッド・おむつ代：一定量を超える場合は実費

④ 本人費用徴収額について

前年度の個人の収入（公的年金等）から必要経費（医療費・社会保険料等）を差し引いた金額にて階層表により算出した額

※本人費用徴収額は、福祉事務所からの求めに応じて、当施設より収入申告を行い、6月に決定後、7月より一年間同金額を毎月個人が福祉事務所に支払うものです。また、養護老人ホーム入所者のうち、介護保険サービスを利用した者に対し、本人が支払うべき介護保険サービスの利用者負担月額として必要とされる額に、費用徴収基準に定める階層区分に応じて、下記に定める割合を乗じた額が福祉事務所から加算額として支払われます。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1階層	100%	27階層	76%	33階層	62%
2～22階層	99%	28階層	71%	34階層	57%
23階層	95%	29階層	66%	35階層	54%
24階層	91%	30階層	65%	36階層	51%
25階層	86%	31階層	64%	37階層	48%
26階層	81%	32階層	63%	38階層	45%

利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は1ヵ月ごとに計算し請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

肥後銀行 八代駅前支店

普通口座 1785094

シャカイフクシホウジ ソンリョウカイヨコ ロウジ ノホームズ ラソモリシセツショウコバ ヤシソジ

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし（振込手数料：無料）

利用できる金融機関：郵便局、農協、信用金庫、銀行

⑤ 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院加療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を義務付けるものではありません。）

（ア）嘱託医療機関

医療機関の名称	磧本胃腸科外科医院
所在地	八代市松江町168-1
診療科	内科・外科・胃腸科・肛門科

(イ)協力医療機関

医療機関の名称	熊本総合病院
所在地	八代市通町10-10
診療科	内科・外科・整形外科・耳鼻科・泌尿器科・婦人科他

(ウ)協力歯科医療機関

医療機関の名称	増田歯科医院
所在地	八代市本町1丁目10-36
診療科	歯科・矯正歯科

9. 苦情の受付について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第十九号）第二十七条の規定により、当施設では入所者からの苦情に適切に対応する体制を整備して苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めております。

- (1) 苦情解決責任者 小野 高信（管理者）
- (2) 苦情受付担当者 林田 浩志（副施設長）、山本 恵美子（計画作成担当者）
小橋 達也（生活相談員）

(3) 第三者委員

(i) 岡本 光夫（社会福祉法人天龍会 監事）

[連絡先 水俣市市渡瀬657-1 TEL (090) 2514-8625]

(ii) 林 秀俊（社会福祉法人天龍会 監事）

[連絡先 八代市塩屋町13-22 (306) TEL (0965) 35-6678]

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

施設で解決できない苦情は、その他の苦情受付機関や熊本県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会等に申し出ることができます。

八代市役所	所在地 熊本県八代市松江城町1番25号 TEL (0965) 33-4111 受付時間 8時15分～17時15分
国民保険団体連合会	所在地 熊本県熊本市健軍2丁目4番10号 TEL (096) 365-0329 受付時間 9時00分～17時00分
熊本県社会福祉協議会	所在地 熊本県熊本市南千反畑町3番7号 TEL (096) 322-8440 受付時間 9時00分～17時00分

10. 個人情報の利用目的

個人情報保護法第57条の規定により、契約者及びその家族の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護法の下、利用目的を別途定める規則により特定して、個人情報の適正な管理・利用に努めます。

- (1) 「個人情報保護に関する法律」(以下、「法」という。)、その他個人情報の保護に関する諸法令及び関係省庁のガイドラインを遵守します。
- (2) 個人情報の利用目的をできる限り特定し、契約者及びそのご家族の同意を得た場合及び法令により例外として取り扱われる場合を除き、その利用目的の範囲内で取り扱います。
- (3) 個人情報の適切な取得と利用目的の通知等
 - (i) 個人情報を、適正な手段で取得し、法令により例外として取り扱われる場合を除きあらかじめその利用目的を公表するか、取得後、速やかに契約者及び家族に通知または公表します。
 - (ii) 申込書・契約書等への記入等、契約者及びその家族から直接書面により個人情報を取得する場合は、法令により例外として取り扱われる場合を除き、あらかじめ利用目的を明示します。
- (4) 法令により、例外として取り扱われる場合を除いて、あらかじめ契約者及びその家族の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
- (5) 取扱う個人データについては、利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- (6) 個人情報の安全管理
 - (i) 個人情報を適切に管理する体制を整備します。
 - (ii) 職員に対し、個人情報の安全管理に関する教育を実施するとともに、必要かつ適切な監督を行ないます。
 - (iii) 個人データの紛失・破壊・改ざん及び漏洩の防止のため、適切な安全管理措置を講じます。
 - (iv) 個人データの取扱いを契約者に係る他の介護予防支援事業者等に委託する場合は、個人データが安全に管理されることを求めるとともに、委託先に対して適切に監督を行ないます。
- (7) 契約者及びその家族からの、保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去の求めに対して法令により対応します。
- (8) 取り扱う個人情報に関する苦情に対して適切かつ迅速に対応します。
- (9) 個人情報の取り扱い及び管理に関して適切な内部監査を実施する等して、本保護方針の継続的な改善に努めます。

1 1. 施設生活におけるリスクについて

当施設では、契約者が快適な入所生活を送られるよう、安全な環境作りに努めておりますが、契約者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

- (1) 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- (2) 当施設は、原則、拘束を行いません。そのため、転倒・転落による事故の可能性があります。
- (3) 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- (4) 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- (5) 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- (6) 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- (7) 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。

(8) 契約者の全身状態が急に悪化した場合、嘱託医（又は看護職員）の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

※上記事故に際して、施設の故意、過失による場合や施設設備が通常有する安全性を欠いたことが原因による事故の場合、損害保険適用範囲内において対応させていただきます。

※緊急と判断し、救急搬送を行う際は、必ずご家族の同行をお願いします。搬送した結果、幸いにして軽微である場合がありますが、施設の判断は救命を最優先としていますので予めご了承ください。

1 2. 事故発生時（緊急時）の対応について

(1) 適切かつ迅速な応急措置を行います。

事故が生じたときは、契約者の生命・身体及び健康を最優先し、契約者に対して適切かつ迅速な応急措置を講じます。

(2) 事故内容の把握

事故報告書を作成して事故に至った経緯や原因を把握します。

(3) 契約者及び家族への連絡

事故発生後、できるだけ速やかに事故の経緯を報告します。また、事故後に施設がとった措置や経緯についても適宜、契約者及び家族へ報告いたします。

(4) 関係機関等への連絡

必要に応じて行政機関、関係機関等への事故報告をします。

(5) 事故再発防止の措置

予防対策の検討及び事故防止の徹底指導を行います。

※契約者すべての方に施設負担による損害保険に加入しています。万一の事故の場合、保険適用範囲内において対応いたします。(あいおい損害保険株式会社)

1 3. その他

施設入所の際は、団体生活の秩序の維持及び相互親和に努めるとともに、次の事項を遵守して頂きますようお願いします。尚、次項の規定に違反し、著しく秩序を乱し、他の利用者に悪影響を及ぼす恐れがあると認めるときは、福祉事務所長と協議のうえ、適正な措置を講ずることがあります。

(1) 宗教、信条等の相違等で他の利用者を攻撃し、又は自己の利益のために他の利用者の自由を侵さないこと。

(2) 喫煙は指定された場所で行うこと。また、火気の取扱いには十分注意すること。

(3) 喧嘩、泥酔、その他、他の利用者の迷惑となる行為は一切行わないこと。

(4) 施設の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。特別な事由がない限り、異性の方の部屋へは入室しないこと。

(5) 貸与品又は給付品を無断で譲渡、売却、交換等をしないこと。

(6) 故意に施設の設備、物品等に損害を与え、私物化しないこと。又は持ち出さないこと。

(7) 外出又は外泊をされるときは必ず、行き先、帰所の予定時間等を事務所に申し出ること。外泊の際は必ず所定の外泊届けを提出すること。

(8) 入退院及び手術等が必要な場合は、必ず身元引受人(家族)が立ち会うこと。

※施設での入退院の手続き及び手術等の同意はできませんので、あらかじめご了承ください。

当施設は、重要事項説明書に基づいて、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護及のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

* 文書簡略化等に鑑み、記名(印字又はゴム印)の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とする。

令和 年 月 日

[事業者] 住 所 熊本県八代市葭牟田町428番地
事業所名 すずらの杜特定施設
管 理 者 小野 高信

[説明者] 職 名 _____
氏 名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

[利用者] 住 所 _____
氏 名 _____

[身元引受人] 住 所 _____
氏 名 _____

[代理人] 住 所 _____
氏 名 _____